

平成 26 年 4 月 22 日

各位

九州大学法科大学院長 田淵 浩二

法科大学院認証評価結果について

九州大学法科大学院は、独立行政法人大学評価・学位授与機構による平成 25 年度の法科大学院認証評価において、「九州大学大学院法務学府実務法学専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準に適合している」との評価結果を得ました。

本法科大学院では、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができる自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること」を教育の目的として、九州・沖縄地区の法科大学院（熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）、福岡県内の法科大学院（福岡大学・西南学院大学・久留米大学）との教育連携、福岡県弁護士会の協力のもと、法理論と法実務の両面について豊富な授業科目を開講し、プロセスを重視した教育に取り組んでいます。また、365 日 24 時間開放の学修室・図書室、オンライン・データベース、教育支援システム等の学生支援体制の整備や、修了生の司法試験受験に向けた手厚い学修環境の整備にも取り組んでいます。このような取組が、独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価においても評価されたものと考えています。

25 年度の認証評価においては、本法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられています。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 19 年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として研究専念期間（サバティカル）制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

また、当該法科大学院の主な特色ある点として、次のことが挙げられています。

- 高機能遠隔講義支援システムが設置され、4 法科大学院（九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）間の教育連携講義に用いられている。

以上のように、本法科大学院の取組みが評価された一方で、当該法科大学院の留意すべ

き点として、次の指摘を受けました。

- 1 授業科目において、期末試験の問題が正誤問題・穴埋問題に偏った試験問題となっており、法律基本科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、さらなる検討を要する。

また、当該法科大学院の改善すべき点として、次の指摘を受けました。

- 一部の授業科目の成績評価において、当該授業科目の単位を認定する可否の基準が、当該法科大学院で定められた成績評価の基準とは異なる成績評価となっているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 筆記試験の実施について、授業で配付した教材等の持込みを可としている 1 授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 福岡県内 4 法科大学院連携協定による単位認定について、当該法科大学院の教育課程の一体性を損なわないよう、当該授業科目が開講されている法科大学院の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定するよう改善する必要がある。

これらのうち、最後の指摘についてはすでに今年度より対策を施しました。また、その他の留意点・改善点の指摘は一部の授業科目に向けられたものでありますが、九州大学法科大学院の成績評価に関する考え方が各教員に周知徹底されるよう、FD 活動等を通じた取組みをさらに強化して参ります。

本法科大学院では、今回の、独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価の結果を、本法科大学院の教育等の質の、さらなる向上へ向けた取組に活用し、今後も本法科大学院の教育目的である「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができる自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）の養成」に向け、九州地方を代表する中核的法科大学院として教育責任を果たしていきたいと考えております。